

第1号議案

公益社団法人京都市児童館学童連盟定款の一部改正について

登記手続等の事務の迅速化を図るため、定款の一部を次のとおり改正する。

第14条第4項中「2項、3項の」を「第2項の」に改め、「6週間以内に」の右に「総会を」を加える。

第19条第2項を次のとおり改める。

2 議長及び出席した理事のうちから議長が指名した2名以上の理事は、前項の議事録に署名（又は記名押印）する。

附 則

この改正は、総会の決議の日から施行する。

現行規定	改正後
<p>(招集)</p> <p>第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長たる代表理事が招集する。</p> <p>2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求できる。</p> <p>3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容、日時並びに場所を示して、開会の日を2週間前までに文書をもって会員に通知しなければならない。</p> <p>4 会長は、2項、3項の規定による請求があったときは、6週間以内に開催しなければならない。</p>	<p>(招集)</p> <p>第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長たる代表理事が招集する。</p> <p>2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求できる。</p> <p>3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容、日時並びに場所を示して、開会の日を2週間前までに文書をもって会員に通知しなければならない。</p> <p>4 会長は、第2項の規定による請求があったときは、6週間以内に総会を開催しなければならない。</p>
<p>(議事録)</p> <p>第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。</p> <p>2 議事録には、議長及び出席した代表理事が署名（又は記名押印）しなければならない。ただし、登記申請手続等において必要がある場合は、議長及び出席した理事が署名（又は記名押印）するものとする。</p>	<p>(議事録)</p> <p>第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。</p> <p>2 議長及び出席した理事のうちから議長が指名した2名以上の理事は、前項の議事録に署名（又は記名押印）する。</p>

